

佐賀県告示第 173 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 7 年 8 月 30 日から施行する。

令和 7 年 8 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) - 1 - ベンゾイル - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド（通称名：1Bz-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 tert - ブチル 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール - 1 - カルボキシレート（通称名：NBoc-DMT、NB-DMT）及びその塩類
- (3) 化学名 (4 S, 5 S) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン、(4 R, 5 R) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン（通称名：4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。